

大蔵村簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 山形県最上郡大蔵村

事 業 名 : 大蔵村簡易水道事業

策 定 日 : 平成 30 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 30 年度 ~ 平成 39 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	平成28年4月1日(認可上)	計画給水人口	3,268 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適用	現在給水人口	3,314 人
		有収水量密度	- 千m ³ /ha

② 施 設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	6	管 路 延 長 75.8 千m
	配水池設置数	12	
施 設 能 力	1,981 m ³ /日	施 設 利 用 率	65 %

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	一般用(基本料金) 1ヶ月 10m ³ まで 1,512円	超過料金 1m ³ 当り 151円
	営業用(基本料金) 1ヶ月 20m ³ まで 3,024円	超過料金 1m ³ 当り 151円
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 17 年 4 月 1 日	

④ 組 織

地域整備課の職員数は8名(課長1名、課長補佐1名、係長3名、主事3名)となっております。
上下水道係の構成は、簡易水道事業2名、特定環境保全公共下水道事業1名、特定地域生活排水処理事業は兼務となります。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

水道メーター検針及び施設の維持管理を民間業者に委託しております。
当村における簡易水道事業は、地理・地形的な要件により施設や設備の集約が困難な状況にあるため、当面は現在の施設を維持し事業を行います。
水道会計の職員も最小限の2人体制で行っております。

*1「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。
①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成28年度決算「経営比較分析表」を添付しています。
この経営分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指針を活用し、当村の経年比較等の分析を行っております。
別紙、経営比較分析表参照。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

時系列傾向分析、コーホート(要因法、変化率法)により人口の検討を行っております。「おおくらむら人口ビジョン」と整合性を図り、事業環境を推計しました。村の人口は毎年約50人程度減少し、給水人口も同じく減少する予測をたてております。
給水人口 平成28年度 3,314人 平成38年度 2,981人

(2) 水需要の予測

村の人口減少により水需要は減少する傾向にあります。有収水量は生活用が緩やかに減少し、業務営業用は横ばいと推計しました。
(生活用) 平成28年度681m³/日から平成38年度617m³/日に減少。
(業務・営業用) 平成28年度228m³/日から平成38年度228m³/日と横ばい。
(工業用) 平成28年度0m³/日から平成38年度0m³/日。

(3) 料金収入の見通し

給水人口及び水需要の減少が予測されることから、現状の料金体系では料金収入も減少していくと見込まれます。

(4) 施設の見通し

平成30年度から「膜ろ過設備」を導入し、より安全安心な水道水を供給する計画となっております。施設の能力については有収率が平成28年度70.2%であり、平成38年度には82%と推計しており、ダウンサイジング等の見通しは当面必要ないと考えられます。

(5) 組織の見通し

現在の人員体制は2人であり、これ以上の人員削減は現実的ではないため現状を見込みます。

3. 経営の基本方針

水道事業の経営安定化と維持管理の合理化を図ることを目的に簡易水道5箇所、飲料水供給施設1箇所を廃止し、平成28年4月1日に「大蔵村簡易水道事業」を創設いたしました。

本経営戦略の基本方針は以下のとおり

- ① 安全な水の安定供給…水道施設の点検・更新を計画的に行い、断水事故等の未然防止を行います。
- ② 経営の健全化…未収対策に積極的に取り組み、給水収益の確保を図ります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	水の安定供給を図るため、計画的な更新を行うとともに事業費の平準化に努めます。
-----	----------------------------------------

平成30年度から3か年で肘折浄水場に高度浄水場施設(膜ろ過設備)を導入し、安全な水の供給に努めます。
平成33年度からは老朽管更新や設備の更新を行っていきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	現行料金を維持しつつ、経営の安定化を図ります。
-----	-------------------------

村の高齢者比率が高くなる中で料金の引き上げは困難と予測されます。
水道料金収入の減少を補うため一般会計からの繰り入れを行っており、今後も料金収入が見込まれるため費用の縮減に努めます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

経費削減のため、水道メーター検針業務及び施設の維持管理業務を委託しております。それ以外の指定管理者制度の導入については施設規模も小さく点在していることから現在のところ検討していません。

近年では、修繕事業を主としているため維持管理費が大きくなっており、今後老朽管や設備等の計画的な更新を行い修繕費の経費抑制・長寿命化を図っていきます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	現時点において未検討となります。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	現時点において未検討となります。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	給水人口を考慮し、更新時に検討を行います。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	計画的な整備補修が行えるよう補修履歴等の整備活用を実施します。
広域化	なし
その他の取組	なし

② 財源について検討状況等

料 金	現状を維持していきます。
企 業 債	起債の充当を検討し事業を行います。
繰 入 金	今後も料金収入の増加が見込めないため、一般会計からの繰り入れは必要となります。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	なし
その他の取組	なし

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	可能な業務は委託し、経費削減を図っていきます。
修 繕 費	適正な維持管理と計画的な点検・更新を行います。
動 力 費	給水人口の状況を踏まえ、それに応じた設備整備・運用計画を検討します。
職 員 給 与 費	なし
その他の取組	なし

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	関係機関と定期的に進捗管理を行うとともに、5年を目途に見直しを図ります。
-------------------------	--------------------------------------

(法非適用企業)

収支計画(※)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	80,144	87,377	111,554	82,505	77,293	76,798	79,913	77,946	76,254	74,506	72,791	69,788
		(1) 営 業 収 益 (B)	54,959	54,892	54,453	53,745	56,970	56,400	55,892	55,333	54,670	54,077	53,094	52,563
		ア 料 金 収 入	54,796	54,892	54,453	53,745	56,970	56,400	55,892	55,333	54,670	54,077	53,094	52,563
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	163											
		(2) 営 業 外 収 益	25,185	32,485	57,101	28,760	20,323	20,398	24,021	22,613	21,584	20,429	19,697	17,225
		ア 他 会 計 繰 入 金	25,185	30,612	57,101	28,760	20,323	20,398	24,021	22,613	21,584	20,429	19,697	17,225
		イ そ の 他		1,873										
		2 総 費 用 (D)	57,478	63,522	56,649	54,864	53,619	52,479	55,467	54,417	53,335	51,891	50,823	49,782
		(1) 営 業 費 用	44,474	51,650	45,852	45,066	44,703	44,346	48,123	47,844	47,528	46,856	46,574	46,296
ア 職 員 給 与 費	8,473	8,623	4,354	4,398	4,442	4,487	9,062	9,153	9,244	9,337	9,430	9,524		
イ そ の 他	36,001	43,027	41,498	40,668	40,261	39,859	39,061	38,691	38,284	37,519	37,144	36,772		
(2) 営 業 外 費 用	13,004	11,872	10,797	9,798	8,916	8,133	7,344	6,573	5,807	5,035	4,249	3,486		
ア 支 払 利 息	13,004	11,872	10,797	9,798	8,916	8,133	7,344	6,573	5,807	5,035	4,249	3,486		
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		22,666	23,855	54,905	27,641	23,674	24,319	24,446	23,529	22,919	22,615	21,968	20,006	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	47,504	87,673	187,300	93,922	172,465	338,680	24,021	24,446	24,254	24,802	24,238	22,787
		(1) 地 方 債		16,700	94,100	62,000	133,800	285,600						
		うち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	47,504	69,831	46,729	26,522	27,025	28,240	24,021	24,446	24,254	24,802	24,238	22,787
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		1,142	46,471	5,400	11,640	24,840						
		(6) 工 事 負 担 金												
		(7) そ の 他												
		2 資 本 的 支 出 (G)	70,218	111,588	243,419	121,563	196,139	362,999	48,467	47,975	47,173	47,417	46,206	42,793
(1) 建 設 改 良 費	21,573	62,950	196,008	76,296	153,484	319,472	7,532	7,577	7,623	7,669	7,716	7,763		
うち 職 員 給 与 費	4,236	4,311	8,708	8,796	8,884	8,972	4,532	4,577	4,623	4,669	4,716	4,763		
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	48,645	48,638	47,411	45,267	42,655	43,527	40,935	40,398	39,550	39,748	38,490	35,030		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 22,714	△ 23,915	△ 56,119	△ 27,641	△ 23,674	△ 24,319	△ 24,446	△ 23,529	△ 22,919	△ 22,615	△ 21,968	△ 20,006	

(法非適用企業)

収支計画(※)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度							
														(E)+(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	△ 48	△ 60	△ 1,214															
積 立 金	(K)																			
前年度からの繰越金	(L)	1,322	1,274	1,214																
前年度繰上充用金	(M)																			
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	1,274	1,214																
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)																			
実 質 収 支	(P)	1,274	1,214																	
(N)-(O)	(Q)																			
赤字比率	(Q) (B)-(C) × 100																			
収益的収支比率	(A) (D)+(H) × 100	76	78	107	82	80	80	83	82	82	81	82	82							
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)																			
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	54,959	54,892	54,453	53,745	56,970	56,400	55,892	55,333	54,670	54,077	53,094	52,563							
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S) × 100)																			
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)																			
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)																			
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)																			
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V) × 100)																			
他会計借入金残高	(W)																			
地方債残高	(X)																			

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	37年度
収益的収支分		25,185	30,612	57,101	28,760	20,323	20,398	24,021	22,613	21,584	20,429	19,697	17,225
うち基準内繰入金		6,321	6,063	5,399	4,899	4,458	4,067	3,672	3,287	2,904	2,518	2,125	1,743
うち基準外繰入金		18,864	24,549	51,702	23,861	15,865	16,331	20,349	19,326	18,680	17,911	17,572	15,482
資本的収支分		47,504	69,831	46,729	26,522	27,025	28,240	24,021	24,446	24,254	24,802	24,238	22,787
うち基準内繰入金		25,931	24,723	23,706	22,634	21,328	21,764	20,468	20,199	19,775	19,874	19,245	17,515
うち基準外繰入金		21,573	45,108	23,023	3,888	5,697	6,476	3,553	4,247	4,479	4,928	4,993	5,272
合 計		72,689	100,443	103,830	55,282	47,348	48,638	48,042	47,059	45,838	45,231	43,935	40,012

(※)平成27年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。

経営比較分析表（平成28年度決算）

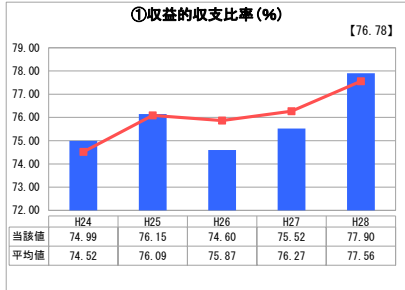
山形県 大蔵村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	該当数値なし	97.38	3,130	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
3,436	211.63	16.24
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
3,314	6.83	485.21

■ 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
【 平成28年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



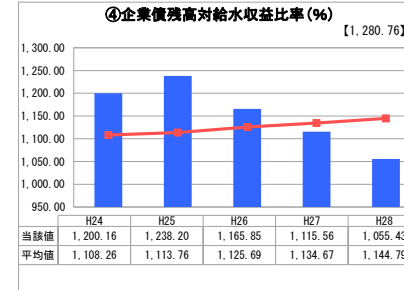
「単年度の収支」



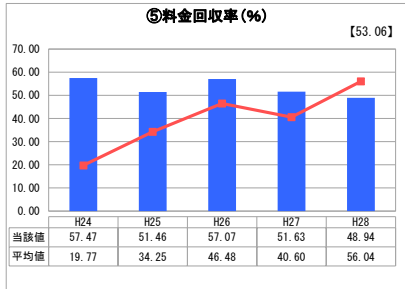
「累積欠損」



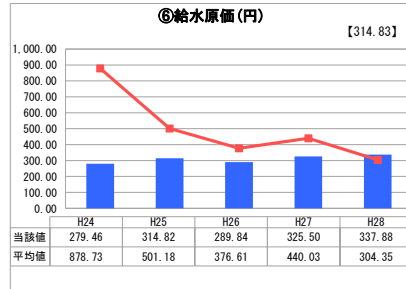
「支払能力」



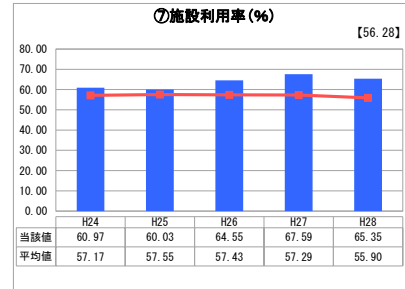
「債務残高」



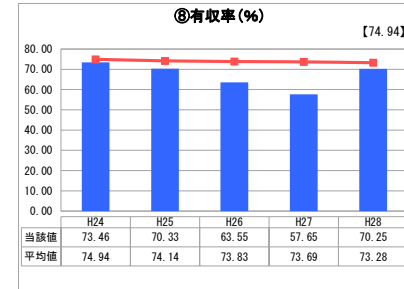
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

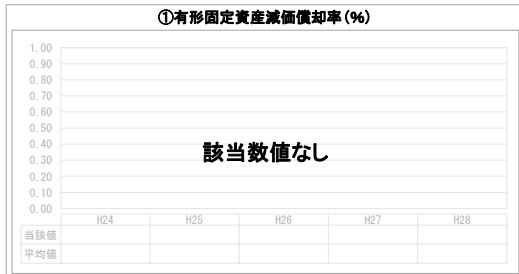


「施設の効率性」



「供給した配水量の効率性」

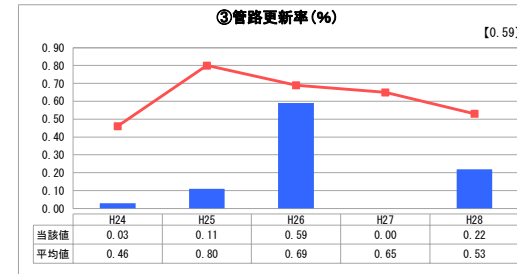
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率
総費用と地方債償還金の合計額に占める料金収入等の割合は、75%前後で推移しており、一般会計からの繰入金なしに経営が成り立っていない。

⑤料金回収率
給水費用に対する料金収入等の割合は、50%前後で推移しており、一般会計からの繰入金に大きく依存している。

⑥給水原価
使用量1m³当たりの費用は、300円前後で推移している。今後住民サービスの向上のため投資の効率化を行う必要がある。

⑦施設利用率
日当たり配水能力に対する平均配水量の割合は、65%前後で推移しており、使用量に見合った施設の更新を検討する必要がある。

⑧有収率
総配水量に対する使用量の割合は、漏水修繕をしたため前年度より高くなっているが、類似団体平均より低いため漏水の抑制など効率的な配水に努める必要がある。

2. 老朽化の状況について

近年では修繕事業を主とし、老朽管や設備等の計画的な更新は行っていない。
法定耐用年数と老朽化を見ながら、管路や設備等の更新を行い水の安定供給に努めたい。

全体総括

大蔵村の水道は地理・地形的な要件により、施設や設備の集約が困難な状況にある。そのため、漏水の抑制や適切な施設・設備更新により効率的な配水に努める必要がある。

※ 平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。